

歴史事象の呼称について

——「承久の乱」「承久の変」を中心に——

安田元久

一

歴史叙述において、それぞれの歴史事象についての呼称はほぼ一定している。例えば大化改新・平安遷都・南北朝内乱・明治維新、あるいは承平天慶の乱・応仁の乱といった呼称である。歴史知識を有する者は、これらの呼称が、歴史上の如何なる事象を意味するかを一つの共通認識として、その事象の内容を、精粗の差はあれ、一応は理解し得る。その意味で歴史事象に対する呼称を一定化することは、歴史認識の上でも、また歴史研究の上でも、必須の条件であり、現実にもそのことが行われてきている。しかし、夫々の呼称が、いつ、どのようにして定められたか、ということになると、必ずしも明らかでない場合がきわめて多い。また戦前における国定の歴史教科書や、現在の検定制度下に生まれた教科書では呼称の統一が意識されているが、統一をする場合の根拠は必ずしも明白ではないし、不用意にも、その学問的・思想的根拠に一貫性を欠いている面も見受けられる。

さらに、全体的にみるならば、現時の歴史書―教科書をも含めて―では比較的統一された呼称が習慣的に固定し

ている傾向があるが、それでも、歴史事象の呼称に若干の差異があり、その相異についての解釈について疑問の残る場合がある。そして、その相異する呼称の用法は、教科書や中学・高校生用の学習参考書以外の一般の歴史書、あるいは古い時代の歴史書などにおいて、さらに顕著に見られるのである。

過去における歴史的事象、とくに叛乱・戦乱・内乱といった戦争・戦闘をともなう政治的事件の呼称、あるいは単なる戦闘、すなわち武力を行使して勝敗の決着を求める行為の呼び方などについて、古来必ずしも一定した基準はなく、ある程度の呼称方法の枠の中で、歴史を叙述する者の恣意の選択が行われてきたことは周知のところである。

ところが、この呼称の差異は、これをさらに深く考察するとき、差異の性質上、二つに大別することができる。

その第一は、例えば平将門の乱・藤原純友の乱を、承平天慶の乱と呼び変え、また三浦氏の乱を一方では宝治の乱と称し、文永・弘安の役を蒙古襲来・蒙古合戦などとも呼称する類である。これは、いうまでもなく、夫々の事象、戦乱の生起した時代を示す年号を用いるか、あるいはその戦乱の主体者の名称を用いるかの相異と言えよう。そして第二には、政治的・軍事的事象について、乱・変・合戦・戦・軍・戦役・役・陣・騒動などの語を付して呼称するのが、一般的であるが、一つの事象について何れの用語が付けられるかは必ずしも一定せず、事象によっては二様・三様に表現されているといった類である。¹⁾

このうち、前者の如き呼称の差異は、歴史を客観的に理解しようとするときに、何れがより適正かという選択の問題が残るものの、何れの呼称を採用しても、歴史事実の認識を誤まらせるほどの差異ではない。(この場合、戦乱の主体者についての誤認があるなら、また別の問題となる。)

これに対し、後者の類の差異は一見単純なようでも、実は大きな問題を含む。「乱・変・合戦……」以下の用語は、

それぞれの類似はあるものの、何れも独自の意味を有するものであるから、一つの事件に関する二様・三様の使い分けの背後には、当然その用語を使用する者の歴史観・歴史思想が働いていると見なければならぬ。^{1,2}過去における多様な呼称・表現があればあるほど、それを如何に理解し、歴史的に見てその何れの呼称がより適正であるか、という問題が残るのである。

しかし、これらの用語のうち、合戦・戦・軍・役・陣などは、一般に武力集団の衝突、あるいは武力・軍勢力を行使しての闘争を意味する呼称であり、その間にそれぞれの語の本来の意味の差はあるとしても、³古くからの慣習的用例からすれば、その呼称・表現の差はあまり問題とならない。実際に古くからの歴史叙述の諸例を見ても、その呼称は著者の好みによって自由に選択されてきたように思われる。そして、歴史的に見ても、やはり重要なことは、乱及び変という用語・呼称の選択の相異であると考えられる。

この「乱」・「変」の呼称の差異の意味するところについて、かつて十数年以前に、「歴史事象の呼称」と題する拙稿を発表し、主として承久の乱の呼称を中心としての愚見をのべたが、そこで主張したことは、この呼称の差異が歴史を叙述する人々それぞれの、歴史観と密接に関係するという点であった。⁴

この旧稿における私見は現在も変りなく、ほとんど訂正を加える必要も認めない。しかし、旧稿は、この「承久三年の公武衝突事件」に関して、これら「乱」あるいは「変」の呼称が成立した歴史的経緯についての考証が、やや簡単にすぎ、また論旨を支えるための論証にも不十分なところがあったと認めざるを得ない。そこで、ここに再び歴史事象の呼称としての「乱」・「変」の意味の差異と、その使用例における思想的背景を、歴史叙述の歴史を通して考察することを試みたいと思う。

日本史上における政治的・軍事的事件、すなわち政変・叛乱・権力争いなどは、大規模なものから、小規模なものも含めて、かなりの多数にのぼる。それらの事件・事象の大部分が、「何某の乱」、あるいは「何々の変」という呼称を与えられており、しかも一つの歴史的事象に附せられる「乱」または「変」の呼称は、多くの場合一定して用いられている。一つの戦乱、あるいは武力行使を含む政治事件の場合に、「乱」と「合戦」などの使い分けの例は少なくないが、「乱」と「変」と両様の呼称が見られるものはきわめて少ないのである。

そして、現在私を知る限りで変・乱の両様の呼称が行われている主なものは、承久の乱(変)・元弘の乱(変)・嘉吉の変(乱)などにすぎない。何故にこれらの政治的事件にあつてのみ、そのような事態になっているのであるか。その理由を探るためにも、乱と変との歴史の呼称の内包する意味の相異を考える必要がある。呼称そのものが、また歴史的所産であるから、一つの歴史事象の呼称が、何時、如何なる立場または意図によって使用され、一般に常用されるに至ったか、さらに一つの呼称が、特定の時代に一般化され、常識的呼称として定着したとすれば、それは何故か、を検討する必要がある。その場合にも、この「承久三年の公武両政権抗争事件」の呼称の変動は好個の材料となるのである。

そこで、直接に「承久の乱」・「承久の変」の呼称の検討に入るに先立ち、まず、乱と変との歴史上の一般的な用例を観察し、そこからこの二つの呼称が、それぞれ如何なる意味をもつて行われてきたかを確認しておきたい。

用語の本来の意味、あるいは普遍的な用例から見ると、乱とは「世の乱れ」「戦乱」「大規模な政治的抗争」「内乱」などを言う。その日本史上における諸事象に対する適用例を示すと、

① 政治権力に対する武力による反抗、すなわち叛乱事件として、

藤原広嗣の乱 薬子の乱 承平天慶の乱 平忠常の乱 保元・平治の乱 和田氏の乱 三浦氏の乱 応永の乱
上杉禅秀の乱 大塩の乱 佐賀の乱

② 政治権力の収奪による内乱状態

壬申の乱 承久の乱 元弘の乱 南北朝の(内)乱 永享の乱 応仁・文明の乱

つぎに変とは「凶変」「変事」「政治変革の陰謀事件」などを意味することが多く、またときには、一つの倫理・道徳的あるいは政治的立場からの批判的判断をふまえての「不当な事件」異変」を指した。その適用例を見ると、
③ 政治権力者たる天皇・皇族、あるいは將軍などが弑逆・配流などに遭い、(一つの立場から見ても)不当な立場に置かれた事件

承久の変 正中の変 元弘の変 嘉吉の変

④ 政治上の対立による陰謀事件

長屋王の変 応天門の変 承和の変 安和の変 鹿ヶ谷の変

以上のうち、②を乱と呼称することには何らの疑問もない。それらは、まさに戦乱なのである。また①④は、その時点での政治権力者側から見ての叛乱であり、また変事であって、歴史事実としては結局その政治権力者によって鎮圧されている。そしてこの乱または変に際して、それらの事件を発起することが「乱逆」であり、発起主体は「乱逆人」「謀叛人」とされた。①④はこの点で共通するが、①の乱と④の変という呼称の差異は何か。それは一つに

は事件の規模の大小にもよるが、①の場合には支配的政治体制の変革にも及びかねない叛乱事件を含むのに対し、④は何れも政治的支配層の内部におこった権力闘争であつて、たとえ事件の発起主体が勝利を得ても、支配体制や支配権力の構造の上で大変革が期待されるといった性質をもつていなかった点に注意したい。一般的に呼称する乱と変の差は、主としてこの点にあり、変という呼称は政治的・社会的変革を意味するものではなかつた。⁷⁾

そして、歴史を叙述し、歴史事実を説明する場合に、事件生起の時点での既存の政治的支配体制を基軸とし、またそれ以後に政治権力を掌握したものの立場から、その事件・事象の呼称を定めることは必ずしも不当ではなく、むしろ古今東西を問わず普遍的に行われてきたところであろう。

③の場合も、その時点での権力者側から見ての変事であることは勿論である。しかし、それに加えて、天皇・皇室あるいは將軍を絶対的權威とする觀念が基本にあり、そこに生起した「不当なる凶変」として「変」が用いられたという、特殊な用法があつたことも否定できない。以上の如き、日本史上の呼称の用法における一般的傾向に則して考えるとき、先に指摘した乱・変の両様の呼称が行われている二三の歴史事象呼称を如何に理解すべきか、またそのような現実は何故に生じたかの問題が残る。乱・変の何れであろうと、「一般に言いならわされた」呼称でよいという意見もあるが、「言いならわし」の判断は主観的であり、「言いならわし」となった時期も問題となる。

そこでまず現在における歴史認識の上に視点を置いて見ると、元弘元年五月、後醍醐天皇の倒幕行動にはじまり、元弘三年六月の鎌倉幕府滅亡に至るまでの戦乱は、まさに上記分類の②に当る内乱であるから、これを「元弘の乱」と呼称するのが至当である。ただし、一步譲つて、この戦乱の初期に幕府軍に捕えられた後醍醐天皇が、やがて隠岐に配流された事件を、一つの凶変・変事として取り上げるならば、この事件に先行した一連の事象たる「正中の変」とともに、これを「元弘の変」と呼称することも許容されよう。

承久三年五月の後鳥羽上皇による北条義時追討の院宣にはじまる公武衝突事件も、その戦乱^{II}戦闘行為の継続期間は僅か一ヶ月であったが、内容的には②の内乱に該当するから、「承久の乱」と呼称すべきである。そして、とくに乱後の勝利者側^{II}武家政権の処置として天皇の廃立や三上皇の配流が行われたことにのみ注目し、これを未曾有の変事と見るならば、戦乱の原因・経過の評価とは関係なく、その処置として現出した事態のみを「承久の変」と称することも可能である。しかし客観的にみて、この公武両政権の衝突は、公武二重支配構造と公武両政権の競合の進行の中に拡大した矛盾の限界がもたらしたところの、一つの歴史的必然である。その武力衝突に点火する主導権が何れにあったにせよ、ここに一つの内乱状態が起きたことは否定できない。乱後の処置をも含めて、この戦乱全体は、「承久の乱」である。

それにもかかわらず、この戦乱に対して「承久の変」という呼称が行われてきたことも厳然たる事実である。とくに大正後半期から昭和十年代までの、いわゆる戦前・戦中の時期に初等教育をうけたものは、例外なく「国史」の国定教科書で「承久の変」と教えられ、また中等学校の教科書にあっても「変」の呼称が一般的であった。従って、この世代の人々にとっては、「承久の変」が耳なれた「言いならわし」であった。

三

上述の国定教科書における「承久の変」の呼称が如何にして生まれたかを知るには、個々の教科書の記述内容に、より詳しく立ち入らねばならない。

明治以後の日本史教科書制度を、ごく簡略に述べれば、まず明治五年の学制発布以後、文部省が小学校歴史教科書として編集した『史畧』(全四卷)の初巻「皇国編」があり、その内容はごく簡単な天皇歴史史であった。ついで、

この『史畧』の内容を拡充・整理して再編集したところの、木村正辞著作、那珂通高校訂による『日本畧史』が文部省より刊行された。これらの日本史教科書は明治十年前後に使用されたものであるが、当時の小学校は歴史教科書として文部省刊行のものだけを使用していたのではなく、『日本外史』『日本政記』以下、江戸時代の史書や、新しく民間で刊行された歴史教科書なども多く使用される状態であった。

明治十四年に小学校教則綱領が公布され、それによって、歴史教育の内容が著しく改められたが、そこで要求されたことは、同年に刊行された石村貞一編『小学日本歴史』の凡例に「古今成敗ノ跡ヲ記載シ、読者ヲシテ尊王愛國ノ志氣ヲ興起セシム」(傍点筆者)とあることによって瞭然である。

ついで文部省は明治十九年に、小学校の教科書検定制度を始めたが、歴史教科書については、審査検定をするばかりでなく、文部省が方針を示し、それによって編集される教科書の草稿を公募する方法をもとっている。文部省が教科書の内容について積極的関心をもち始めたことを示している。

こうして、明治三十五年の教科書事件をきっかけに、国定教科書制度の実現が急がれ、日本歴史の教科書としては、明治三十六年に第一期の国定教科書が生まれる。以後、初等教育の国定教科書は、何度かの改訂を加えながら、戦後に生まれた『くにのあゆみ』に至るまで、七期にわたって存続したのである。¹⁸⁾

ところで、これらの日本史の教科書のうち、明治初年から検定制度の時期までは後に述べることとし、ここで国定教科書における「承久事件」の呼称について検すると、第一期・第二期(明治四十二年発行)及び第二期改定版(同四十四年発行)までは、「承久の乱」としているのに対し、第三期国定教科書(大正九年十月発行、翌年より使用)以後は、「承久の変」となっている。この第三期のものは、従来のものに修正を加える程度のものではなく、全く新しく書き改めたものといわれるが、この際に、その書名も従来は『尋常小学日本歴史』とあったのが『尋常小学

『国史』と改変されている点に注意すべきである。当時、第一次世界大戦後のデモクラシー風潮の中で政府や文部省の教育主眼が、国民精神を涵養し、ことに国体の特質、皇室の尊嚴を考えさせることにあり、国体觀念を明らかにするところに、国史教育の目標を置くとする姿勢と深く関連する改定であった。そして実に教科書における「承久の変」の呼称も、この時点で現われたのである。

また、その記述の文を比較すると、第二期の『尋常小学日本歴史』では、

上皇すなわち諸將をして美濃・近江等に防がしめ給ひしが、其の軍忽ちに敗れ、鎌倉勢は潮の如く京都に押しよせたり。かくて義時は(略)遂にかしこくも、後鳥羽上皇を隠岐に、土御門上皇を土佐に、順徳上皇を佐渡に遷し奉るに至れり。仲恭天皇もまた位を去り給ひて、後堀河天皇立ち給ひき。世に之を承久の乱と元ふ。(傍点筆者以下同じ)

とあり、第二期改訂版では、右に該当する部分として、

上皇(略)防がしめ給ひしが、賊軍之を破りて京都を犯せり。(略)又仲恭天皇を廢して、後堀河天皇を立て奉りき。世に之を承久の乱という。

と改めている。(省略部分はすべて前文と同じ。)ところが第三期の『尋常小学国史』になると、

泰時等官軍を屋張・美濃・近江等に破りて、遂に京都をおかせり。義時すなわち(略)おそれ多くも後鳥羽上皇を隠岐に、順徳上皇を佐渡に、土御門上皇を土佐阿波にうつしたてまつり、又仲恭天皇を廢して後堀河天皇を立てたてまつれり。世にこれを承久の変といふ。

と述べたあと、さらに敷衍をついやし、

武人天皇の思召にそむき、みだりに兵を挙げて京都をおかし、あまつさえ天皇を廢立し、三上皇を遠島にうつ

したてまつりしが如きは、かつて例なき大変事にして、義時の無道ここに至りて極まれりといふべし。

と、きびしく北条義時に筆誅を加えている。この教科書の記述の基底にある歴史観は明らかであるし、その立場からすれば、義時の京都攻略以下すべての行動が未曾有の大変事と断定せざるを得ないのであるから、ここに「承久の変」としたのも当然といえよう。

しかも、この呼称はこの際に始めて創出したものではない。古来、歴史的事件で、「変」と呼称される例は他に多いばかりでなく、「承久の変」の呼称も、その先蹤は存在したし、またこの教科書が生まれる頃の、他の一般歴史書においても、その例を皆無とすることはできないのである。

そこで、次には、古来の歴史書一般における「承久の乱」「承久の変」の呼称の使用例をさぐり、またそれぞれの呼称使用の変遷について検討し、それらが比較的安易に、深い意味もなく慣習的に使われていたものか、或いは一つの歴史思想に裏付けられて選択されていたものか、という点を明らかにしたいと思う。すなわち、承久三年の政治的事象の呼称の歴史の変遷を明らかにすることである。

四

承久の乱を扱った戦記文学としては、『承久記』『承久兵乱記』『承久軍物語』などがあるが、これらは何れも一つの兵乱・合戦として取扱い、「承久の乱」「承久の変」などの表現は見られない。しかし、中世に成立した歴史書についてみると、まず『保曆間記』では、「是ヲ承久ノ乱ト申ス也」と述べ、『吾妻鏡』では「承久兵乱」「承久逆乱」「承久三年合戦」「承久三年大乱」と表現され、『神皇正統記』では「承久の乱」または「承久の事」と呼称している。中世では「乱」または「合戦」の呼称が一般に行われていたことは疑いない。なお『梅松論』に「承久に後鳥羽院

世を乱し給ひしに依て隠岐国に移し奉り」と述べていることにも注意しておきたい。

また『愚管抄』の皇帝年代記、今上の部分に、「五月十五日乱起リテ、六月ニ武士打入リテ」とあるのは、この事件を一つの兵乱と見た記述であろう。そのほか、『華頂要略』諸門跡伝六、には「承久三年依兵変、俄出家」とあり、『尊卑分脈』では「承久之乱」「承久乱」と呼称、『沙汰未練書』も「承久兵乱」と称している。これは一々の例示は省略するが、鎌倉時代の將軍家御教書・関東下知状あるいは相論状などに「承久兵乱」「承久逆乱」といった表現をしているところと軌を一にしたものである。さらに加えるならば、鎌倉時代に成立した説話集の『古今著聞集』^{註三}に「承久之乱によりて、中御門中納言宗行卿関東によひくたされけるに、」と見える。そして『太平記』は「承久ノ合戦」としている。このように、「乱」「逆乱」「合戦」「兵乱」「兵変」などの呼称が定着していた。

次に近世に入ってからのは、まず慶長十九年に成立したとされる三浦浄心の『見聞軍抄』には、「承久乱と云ふ事は、天地開闢よりこのかた、我が朝希代の大乱」とあり、時代が降って山鹿素行の『武統要略』には、「承久三年後鳥羽院北条追討ヲ思召立コト関東ヘキコヘ、武蔵守泰時・相模守時房・名越遠江守朝時等上洛シテ官軍ヲ破、コレヨリ関東ノ武威尤モ盛ナリ、」と述べ、さらに、「サレハ承久ノ乱五月十九日ニ鎌倉ニ聞エケルニ、同廿二日泰時ワツカ十八騎ヲ以テ京都ニ進発シ」とある。上皇の挙兵をもって、「承久之乱」としていることは明らかである。

そして新井白石の史論『読史余論』においては、すべて「承久之乱」の呼称を用い、また頼山陽の『日本政記』にあつては、「承久之乱」「承久之事」と呼称し、一ヶ所だけ「承久之難」という呼称が見える。しかし、その用法は、北条氏可謂知制^下天下^上之術^上矣。既定承久之難^一。留將鎮^三京師^一。建^二六波羅兩府^一。とあり、文意から見て、それは北条氏あるいは鎌倉政権の側にとつて「難」であつたとしなければならぬ。

ところが、『大日本史』の場合は、その叙述態度が大いに異なる。すなわち、

承久之難、天地之大変、王室隆替之所判也、(中略)而北条義時、藉^二兵馬之權^一、以振^二虎狼之威^一、三院播遷、廢立由^二其頤指^一、開闢以來未^レ有^レ之禍也。⁽¹⁶⁾

とあるが、ここでの「難」はまさしく王室の難であり、義時の行為が日本開闢以来の禍と断定している。「大日本史」の基底にある歴史観については贅言を要しないが、その思想的立場から見て当然のことといえよう。

そしてさらに、水戸史学の基礎を築いたとされる水戸の史学者、安積澹泊が著わした『大日本史賛數』には、「承久の乱は、陪臣を以て至尊を制す」という表現もあるが、ほかに「承久の難」の呼称もあり、またはじめて「承久の変」の呼称を見出すことができる。⁽²⁰⁾

ここで「乱」を用いている箇所では、それが北条義時以下の逆乱を意味しての呼称であることは疑問の余地もない。また「難」の用法については、文章上、公武何れの側からみても難であるか分らぬが、おそらく「大日本史」に倣ったものであろう。そして、「承久の変」の呼称は管見の及ぶところでは、おそらく最も早い使用例であると思われる。すなわち、「承久の乱」の呼称が、中世以来近世に入っても最も一般的・慣習的呼称であり、「承久の変」の呼称は十八世紀初頭、それも水戸学派の史書において見えはじめたものと想定されるのである。

それでは、この両様の呼称が、その後の時代に如何様に使用されて来たか。次には考察の範囲を明治時代以降に及ぼさねばならない。

五

明治前半期における主な歴史書にあつて、承久三年の公武衝突事件を如何に呼称しているか。まず、この時期の比較的著名な歴史書につき、その呼称が何れであるか、若干の記述内容とそれぞれの基本的歴史観の紹介をも含め

て、その成立年代順に例示しよう。

イ、岩垣松苗編『国史略』(明治八年)²¹⁾

この書では、とくにこの事件の呼称は示していないが、「上皇謀討^レ「叛臣」[」]と表現し、また「北条氏(略)輕^レ「霸王」、至^レ「蔑」天子^{」、}天下共討之賊也[」]とか「北条氏以^レ「陪臣」、制^レ至尊^{」、}天地否塞、人神共憤、不道之^レ「辜常刑罔^レ赦」、あるいは「読^レ史至^レ是、長大息^{スル}者三[」]、流涕^{スル}者三[」]」などと述べている。このことから明らかかなように、その立場は、その乱を北条氏の逆乱に対して上皇が討伐を企て、結果的に失敗し、未曾有の變事に至つたと見る「大日本史」と共通するものである。

ロ、棚谷元善編輯『国史要』(明治九年) この書は「初メ後鳥羽上皇常二源氏ノ朝廷ヲ脅制スルヲ憤リ、鎌倉ヲ凶ルノ志アリ」とし、承久の乱の経過・結果を詳しく述べているが、とくに一定の呼称は示していない。唯一ヶ所、「東征」という表現が見られる。なお本書では、上皇方の軍勢を官軍としながら、幕府軍を東軍と呼び賊軍の称を用いない。

ハ、田口卯吉『日本開化小史』(明治十^一十五年)

本書は典型的な市民史論とされているが、著者自身はこれを開化史体と称したところの史論体の歴史叙述であり、正間曲直の規準によって歴史を論ずるのではなく、歴史事象の関係を、因果の理法によって説明する史論である。そして、その歴史認識の基底には、『読史余論』の影響が強く見られる。その為か本書では一貫して「承久の乱」の呼称が用いられている。

ニ、杉浦重剛・棚橋一郎他、合著『日本通鑑』(明治二十二年)²⁴⁾ 「是より天下復心を帝室に寄する者なく、皆北条氏の恩威に服す。是を承久の乱と云ふ」

ホ、重野安繹・久米邦武・星野恒共編『稿本国史眼』(明治二十三年)⁽²⁵⁾

「上皇政権ノ幕府ニ移^ルヲ憤リ(中略)幕府ノ内乱アルニ乗シ、之ヲ斃シテ大権ヲ恢復セント欲ス」

と、この乱が上皇の意志より発したことを記し、ついで乱の経過と乱後の処置を述べたあと、「因テ承久ノ乱ト曰フ」としている。しかし、そのあとに続けて、

「外臣兵ヲ擧テ闕ヲ犯シ、天子ヲ放流スルハ振古以來未曾有ノ大變タリ、是ヨリ皇威陵夷シ、幕府継統ノ大議ニ預リ、天下ノ政権盡武人ノ手ニ歸シタリ。」

としているところを見ると、幕府軍による京都占拠や、天皇の廃立、三上皇の配流を未曾有の大変すなわち変事として強調する態度が窺われる。「承久の変」の呼称こそ見られないが、「変事」とする認識のあることは明らかである。

以上が、明治前半期における歴史書の場合である。数例にすぎないが、呼称のみに注目すれば、その意味内容に差異があるとは言え、「承久の乱」とするのが一般的であった。そして『日本開化小史』を例外として、とくに(イ)などに強くあらわれているのは、皇室中心の歴史観に基き、「北条氏の逆乱」「未曾有の大変事」とする歴史解釈であろう。そこで次には、この時期に成立した教科書における呼称の検討に移ろう。

へ、石村貞一編次『小学日本歴史』(明治十四年)⁽²⁶⁾

この書では、「天慶ノ乱」「前九年ノ役」「保元ノ乱」「平治ノ乱」「治承ノ乱」(治承元年の平清盛のクーデター事件)「文治ノ乱」(一ノ谷合戦より壇ノ浦合戦にいたる源平合戦)「元弘ノ乱」「建武延元ノ乱」(足利尊氏挙兵以後、尊氏入京、後醍醐天皇の吉野遷幸、新田義貞戦死に至る間の内乱)「応永ノ役」「永享ノ乱」「嘉吉ノ乱」「応任ノ乱」などと、ほとんど「乱」または「役」を用しるのに、例外的に「平忠常ノ反」と「承久ノ変」の

呼称が見られる。そして、

「本院幕府ノ専權ヲ憤リ、之ヲ圖ルノ志アリ」

「義時之ニ從ヒ、子泰時朝時弟時房等ヲシテ、兵十九万人ヲ帥キテ、京師ヲ犯サシム」

などの記述があるが、とくに「北条氏の逆乱」を批判する文は見られない。従つて何故に變と呼称するかの理由は必ずしも明らかでない。

ト、笠間益三編纂『新編日本略史』（明治十一年、十四年²⁷）

本書では「是ヲ承久ノ乱ト謂フ」とある。

チ、椿時中編纂『小学国史紀事本末』（明治十六年²⁸）

「承久ノ變」の見出しのもと、「源氏已ニ亡フ、而シテ鎌倉ノ權勢猶盛ナリ、後鳥羽上皇常ニ之ヲ憤リ、討滅ノ意アリ（下略）」と記述している。

リ、大槻文彦著『校正日本小史』（明治十五年²⁹）

「承久ノ乱ニ、北条氏、三帝ヲ海島ニ遷シテヨリ、全ク王權ヲ奪フ、後ノ人、北条氏ノ大逆ヲ惡マザルハ無シ」とある。

又、辻敬之・福地復一著『小学校用、歴史』（明治二十年³⁰）

本書では「承久ノ乱」と呼称し、また「後世北条氏ノ大逆ヲ惡ム」としているのは（リ）のものと全く同じ。

ル、小幡篤次郎編『小学歴史』（明治十九年³¹）

「後鳥羽上皇、源氏ノ三將相踵テ死スルヲ見テ大權復スベシト為シ、且事ヲ以テ義時ニ怒リ遂ニ兵ヲ五畿七道ニ徵ス（略）泰時時房京師ニ止リ六波羅南北府ヲ置テ之ヲ鎮ム、之ヲ承久ノ乱ト云フ」

ヲ、山縣悌三郎『小学校用、日本歴史』(明治二十一年)⁽³²⁾

本書第五篇、第三十一の題目には「承久ノ戦」とあり、文中には「是レヲ承久ノ役ト云フ」とある。

なお同じ山縣悌三郎の『帝国小史』(明治二十五年)⁽³³⁾をはじめ、それ以後に成立した『小学校用日本歴史』(金港堂発行、検定教科書、明治二十六年)⁽³⁴⁾、『新撰帝国史談』(学海指針社編、検定教科書、明治三十一年)⁽³⁵⁾、『小学国史』(普及社編、検定教科書、明治三十三年)⁽³⁶⁾などは、何れも承久の乱に関する記述を全く欠いている。小学校の歴史教育では不適當な歴史事象であるとの判断が働いていたものと解さねばなるまい。

ワ、神谷由道編『高等小学歴史』(明治二十四年)⁽³⁷⁾

「承久ノ乱」と呼称するとともに、「嗚呼、北条氏、陪臣ヲ以テ天子ヲ放流ス、実ニ無前ノ悖逆ト謂フベキナリ」と北条義時による乱後の処置を論難している。

カ、芳賀矢一著『新撰帝国史要』(明治二十九年、中等教科用)⁽³⁸⁾

本書は「北条氏は源氏を滅し、又三上皇を廢謫し、悪虐至らざるなし」「北条氏陪臣を以て三天皇を謫し奉ること、大逆無道といふべし」との立場をとりながら、事件の呼称としては、「承久の役」を用いている。

以上の如く、大体明治三十年前後の検定教科書時代までの主要な教科書について見るに、「乱」とするもの5、「変」「役」はそれぞれ2である。統計的处理が可能な数ではないが、この検討結果からすると、この時代には「乱」「変」「役」などの呼称にあまり拘泥していなかったかに見える。しかし前述した国定教科書において、明治四十年まで「乱」を呼称している事実と考え合わせると、明治時代全体としては、やはり「乱」が一般的であったと断定すべきであろう。

ただし、この時代の一般歴史書、教科書を通覧するとき、二、三の例外はあってもこの歴史事象を北条氏の

乱逆と見る立場が一貫して認められる。それは水戸史学流の大義名分論、あるいは皇室至上主義に基く順逆論を以て律した、歴史解釈の立場である。従つてこの時代に「乱」と称しても、それが政治権力をめぐる公武両政権の抗争、すなわち内乱であるとの、客観的視点からの呼称でもないとと思われる。

なお、この時代の専門的な研究論文や概説書においても、「承久の乱」「承久の役」の呼称が一般的に見られる。³⁹⁾

六

黑板勝美『国史の研究』は初学者に大きな影響を与えたところの名著とされているが、その初版(明治四十一年)では「承久の乱」としているのに、更訂版(昭和六・七年)では「承久の変」に改められている。その理由は何か。この二十余年の間に、呼称を改めねばならない事情が生じたのか。上述の如く、国定教科書における呼称の改変が、まさにこの期間に行われている事実をも考え合わせねばならない。そこで、明治末から昭和初期に至る間の、学界の動向、とくにこの呼称の変化を検討したい。

この時期に研究活動を続けた著名な学者のうち、まず「変」を用いているのは、上記の黑板勝美と竜肅である。⁴⁰⁾そして、原勝郎・大森金五郎らは、「乱」と呼称し、和田英松は「役」三浦周行・栗田元次の場合は、「乱」「変」両様を混称している。⁴¹⁾そして、大正元年に刊行された高桑駒吉の『日本通史』では、「承久の乱」と呼称しながら、「義時の大逆無道、是に於て極まれりといふべし」、としているのは、明治時代一般の傾向と殆んど変りない。これらのことを総合して考えると、大正から昭和初期の頃までは全般的にいつて呼称の差異にはあまり関心がなかったようである。そうした中で、黑板勝美やその系統をひくと見られる龍肅などの場合、ようやく乱と呼称することへの疑問が生まれたのではなからうか。

その理由について、昭和十年代後半に、筆者自身が当時の東大國史学科において教えられたと記憶しているところの、いわゆる皇國史觀の立場からの主張と、若干の憶測とをまじえて考えると、次のようになる。

すなわち、この時期になると、この戦乱が幕府側の主導のもとに発したものではないという歴史事実は、すでに動かし難いものとなっていた。この戦いは、後鳥羽上皇が積極的に討幕を企て、北条義時を討せんとしたことに始まった、とする認識が定着したのである。ところが、結果的に上皇方の敗北となったものの、「原理的にわが日本において天皇・上皇が乱^レ逆乱を起こす道理がない」という論理が生まれ、それに律せられて、むしろ戦乱の経過と、天皇の廃立、三上皇の配流をいう乱後の処置を重視する立場（これは明治以降伝統的に存在した）から、この内乱を一つの異変と解釈し、あくまでも「変」と呼称するに至った。これは明らかに、一つの歴史觀に基づくこの呼称の採択と言わねばならない。

こうして、大正中期頃から積極的に「変」を呼称し、また変事と解釈する立場が生まれたことは確かであるが、それと前述の第三期国定教科書『尋常小学国史』（大正九年）から「承久の変」の呼称に改められたこととの密接な関係を否定することはできない。これは決して偶然の一致ではない。

しかし、その後も専門的歴史書では、必ずしも「変」を用いたわけではなく、昭和十年代前半期には、むしろ「乱」「役」の呼称が多かった。例えば、川上多助『日本歴史概説』（昭和十二年）、中村吉治『日本封建制再編成史』（昭和十四年）などでは「乱」とし、また中村直勝『国史通論』（昭和十二年）、牧健二『日本封建制度成立史』（昭和十年）は、ともに「役」と称している。そして、渡辺保・遠藤元男共著『日本中世史』（昭和十四年）は「承久合戦」と表現した。

ところが、昭和十年代後半になると、急激に「承久の変」の呼称が常識的となる。旧稿に例示したところではあ

るが、それを再録するならば、

秋山謙蔵『日本の歴史』昭和十六年。

三上参次『国史概説』昭和十八年。

文部省編纂『国史概説』昭和十八年。

奥野高広『皇室御経済史の研究(昭和十七年)』。

藤直幹『中世武家社会の構造』(昭和十九年)。

などは、すべて「承久の変」と呼称している。ただその中で、管見の及ぶ限りでは、竹内理三『寺領荘園の研究』(昭和十七年)が「乱」と呼称し、佐藤進一『鎌倉幕府訴訟制度の研究』(昭和十八年)で「乱」「役」の呼称が見られることに注意しておきたい。しかし、これらは政治史そのものを扱った研究書ではないし、それぞれの著者の「言いならわし」に従つての用法であろう。そこで一步譲つて、こうした特殊な研究書を除外し、この時代の日本史の概説書、通史などでは、ほとんど「変」に統一されていたと考えたい。この時代はいわゆる戦時中で、日本がどのような思想統一下にあつたかは詳述の必要もなからう。

以上により、歴史事象の呼称が、時と場合の差はあるにせよ、個々の叙述者の歴史観あるいは歴史教育上の思想に基いて左右されてきた事實は明らかになつたと思う。従つて不用意に一つの慣習的呼称と考へて使用することが、逆に歴史を学ぶ人々の歴史観の形成に、大きく影響するであろうことも確実である。

承久の乱が、歴史的必然としての公武両政権の衝突であり、その武力衝突を惹起させた主導力が公武何れにあつたにせよ、現実に数万の軍兵が動いた内乱であることは、今や否定することもできない。従つて、これを「乱」と呼称すべきことは疑問の余地もない。我々は早くこの呼称を日本史上に定着させるべきであらう。

〔註〕

(1) その最も顕著な例は、「承久の乱」・「承久の変」・「承久合戦」・「承久の役」といった呼称の使い分けや、「和田氏の乱」・「和田合戦」、「宝治の乱」・「宝治合戦」、「嘉吉の乱」・「嘉吉の変」などであり、また「安達氏の乱」・「弘安合戦」、「西南の役」・「西南戦争」など多様な呼称が行われている例は多い。

(2) 田口卯吉の『日本開化小史』(明治十年・同十五年)に例をとれば、現在ではほとんど例外なく前九年の役・後三年の役と呼称されている戦乱を、前九年の乱・後三年の乱、あるいは後三年の戦・後三年の軍などと呼称している。「戦」・「軍」などは、「役」とほとんど同義語に用い、戦闘そのものを指し示したもので、同書に承平の乱を承平の戦と称しているのと軌を一にするものである。しかし、「乱」と称した際には、この歴史事象における源頼義・義家の征討行為や戦闘そのものよりも、奥羽地方における安倍氏や清原氏の叛乱という点を視角に入れた表現といえよう。

また戦乱を含む政治的事件、あるいは武力を行使しての叛逆事件などは、多く「乱」が用いられるが、古くはこれを「合戦」と表現することも多い。その場合、用語の意味からすれば、歴史的に重要な政治的事件の全容をも、単なる戦闘行為あるいは武力衝突という視点の中に埋没させてしまうおそれがある。

(3) これらの呼称のうち、戦・軍・合戦などは用語の意味内容において、大きな差異は認められない。しかし役と陣には、語源的に見るとき、やや意味内容の相異を認めねばならない。

まず「役」という語は、賦役などと用いられるように、もともと「人民を公役に使うこと」「公用の勤」を意味する。戦争のために人民を徴発し、あるいは人々が軍事的目的のために徴用される状態から、「戦」の意味での「役」という呼称が生まれたといえよう。我々がごく普通に用いている「前九年・後三年の役」「文永・弘安の役」などの場合、「役」には軍役義務行為といった意味合いが僅かに認められると言えよう。

つぎに「陣」という語は、本来「兵士を編成・配列した隊伍」、または「軍勢の駐屯するところ」(「陣営」を意味する。合戦において陣立てをなし、また陣屋を構えるところから、やがて「陣」が合戦をさす用語に転じたのであろう。

(4) 「歴史事象の呼称」(『日本歴史』二二七号、のちに拙著『武士世界の序幕』に収載)

(5) このほか、稀少例ではあるが、壬申の乱を「壬申の変」と呼称したものがあつた。それは天誅組織裁松本奎堂の『奎堂遺稿』に見られるものであるが、この乱については、伴信友の壬申の乱研究書『長等の山風』でも「壬申の大乱」と称し、また明治以後の多くの歴史書でも例外なく「乱」を用いているのであるから、奎堂がその歴史観に基いて意図的に行つた用法

であり、必ずしもその呼称は一般化しなかったようである。(ただし、この壬申の乱の記述は明治政府による検定教科書、それ以後に生まれた国定教科書では、すべて姿を消しているため、承久の乱の場合とは同列に論じ得ない。)

(6) この点に関して以下述べるところは、旧稿(注4)の叙述とほとんど重複するが、本稿の基本的視角に関する部分であるから、あえてここに再述する。

(7) 日本史の上では、既存の政治権力に対する反抗勢力の「乱逆」が、その目的を達して政治変革が実現した場合、その大変革については、「大化改新」「建武新政」(あるいは「建武中興」)「明治維新」などと、新体制の成立を意味する呼称が用いられている。

(8) 以上の教科書制度の変遷概要については、主として海後宗臣・仲新共編『日本教科書大系 近代篇』(第二〇巻)所収の「歴史教科書総解説」に拠った。

(9) 『吾妻鏡』、建久三年五月二十六日条、元仁元年十月二十八日条、寛喜二年二月六日条、同年六月十四日条、嘉禎元年七月七日条、以下その例は多い。

(10) 『吾妻鏡』、元仁元年七月十一日条、安貞元年五月二十三日条、延応元年九月二十一日条、建長二年七月八日条。

(11) 『吾妻鏡』、安貞元年六月十四日条、同年九月二十二日条、嘉禎二年九月三日条。

(12) 『吾妻鏡』、仁治二年九月三日条。

(13) 『頼朝会雑誌』第八号、所収。

(14) 『日本政記』(頼氏藏版、須原屋茂兵衛他発行)巻之十一及び十二。

(15) 同右、後堀河天皇紀。なお同紀に「承久の乱」の呼称をも使用している点に注意したい。

(16) 『大日本史』(大日本雄弁会発行、昭和三・四年)卷一六二、列伝第八十九。

(17) 『大日本史贅数』の成立は、享保元年。ここでは『近世史論集』(日本思想大系48)所収のものを使用した。

(18) 同右、後鳥羽天皇紀の贊。

(19) 同右、藤原頼経・藤原頼嗣伝の贊及び三浦義村伝の贊。

(20) 同右、北条泰時伝の贊。

(21) 音博士岩垣先生編次『国史略』明治八年十一月十四日五車楼梓。

(22) 『国史要』卷五、「仲恭天皇」條。

- (23) 同右、「後嵯峨天皇」條。
- (24) 杉浦重剛・辰己小次郎・棚橋一郎・松本愛重の共著、明治二十二年七月、哲学書院発行版本。
- (25) 明治二十三年十二月、大成館発行、帝国大学蔵版。本書は明治十年に太政官修史館において作られた『日本史略』を基に、同二十一年から二十三年にかけて、帝国大学編年史編纂掛で当代の代表的歴史学者の協力によって補正を加えて成立したもので、帝国大学文科大学国史科の授業用として使用する目的をもつ、いわば官撰の国史書である。
- (26) 『小学日本歴史』全三巻、明治十四年七月版權免許、明治十五年五月、阪上半七出版。
- (27) 『新編日本略史』全八巻、明治十一年版權免許、同年四月出版、明治十四年再版、金華堂、文光堂合梓（『日本教科書大系』第十八巻所収）
- (28) 『小学国史紀事本末』全三巻、明治十五年五月版權免許、明治十六年七月、龍雲堂発行。（『日本教科書大系』第十八巻所収）
- (29) 『校正日本小史』全三巻、明治十五年原版免許、明治二十年五月、柳原喜兵衛出版。文部省検定教科用書（前掲『教科書大系』所収）
- (30) 『小学校用、歴史』明治二十年二月版權免許、同年五月、普及社発行（『日本教科書大系』、第十九巻所収）
- (31) 『小学歴史』明治十九年八月版權免許、同年九月、小幡篤次郎出版、金港堂発売。
- (32) 『小学校用日本歴史』全三巻、明治二十年十月版權免許、明治二十一年出版、学海指針社発行。
- (33) 『帝国小史』明治二十五年六月、文学社発行、同二十六年九月、文部省検定済（『日本教科書大系』第十九巻所収）
- (34) (35) (36) 何れも『日本教科書大系』第十九巻所収。
- (37) 『高等小学歴史』文部省総務局圖書課校定、明治二十四年五月出版。
- (38) 『新撰帝国史要』明治二十九年五月、富山房書店発行。
- (39) 例えば、池田晃淵「承久の乱の起因について」（『史学雑誌』七の二・四・六号、明治二十九年）、藤岡継平「承久の役の原因に就きて」（『歴史地理』四ノ八・十一・十二が明治三十五年）同「承久の役につきて」（同上、五ノ六・八、明治三十六年）
- また、大森金五郎『国史概説』（明治四十三年六月、三省堂書店発行）でも「承久の役」と呼称している。
- (40) 龍東「承久の変の発端」（『歴史と地理』二ノ二、大正七年）及び「承久の乱」（日本歴史地理学会編『鎌倉時代史論』

- 所収、昭和五年。この論文は表題には「乱」とあるが、内容はすべて「変」と呼称している。）
- (41) 原勝郎『日本中世史の研究』昭和四年、大森金五郎「鎌倉時代史概説」（上掲「鎌倉時代史論」所収。）
- (42) 和田英松「承久の役と殉難の五忠臣」（『国学院雑誌』三四ノ七、昭和三年）及び「国史説苑」（昭和十年）所収諸論文
その他。
- (43) 三浦周行「鎌倉時代」（『日本時代史』）大正十五年。栗田元次「綜合日本史概説」昭和三年。
- 〔附記〕 本稿で引用した版本は、とくに指摘したもののほか、すべて学習院大学図書館架蔵本によった

（史学科 教授）